

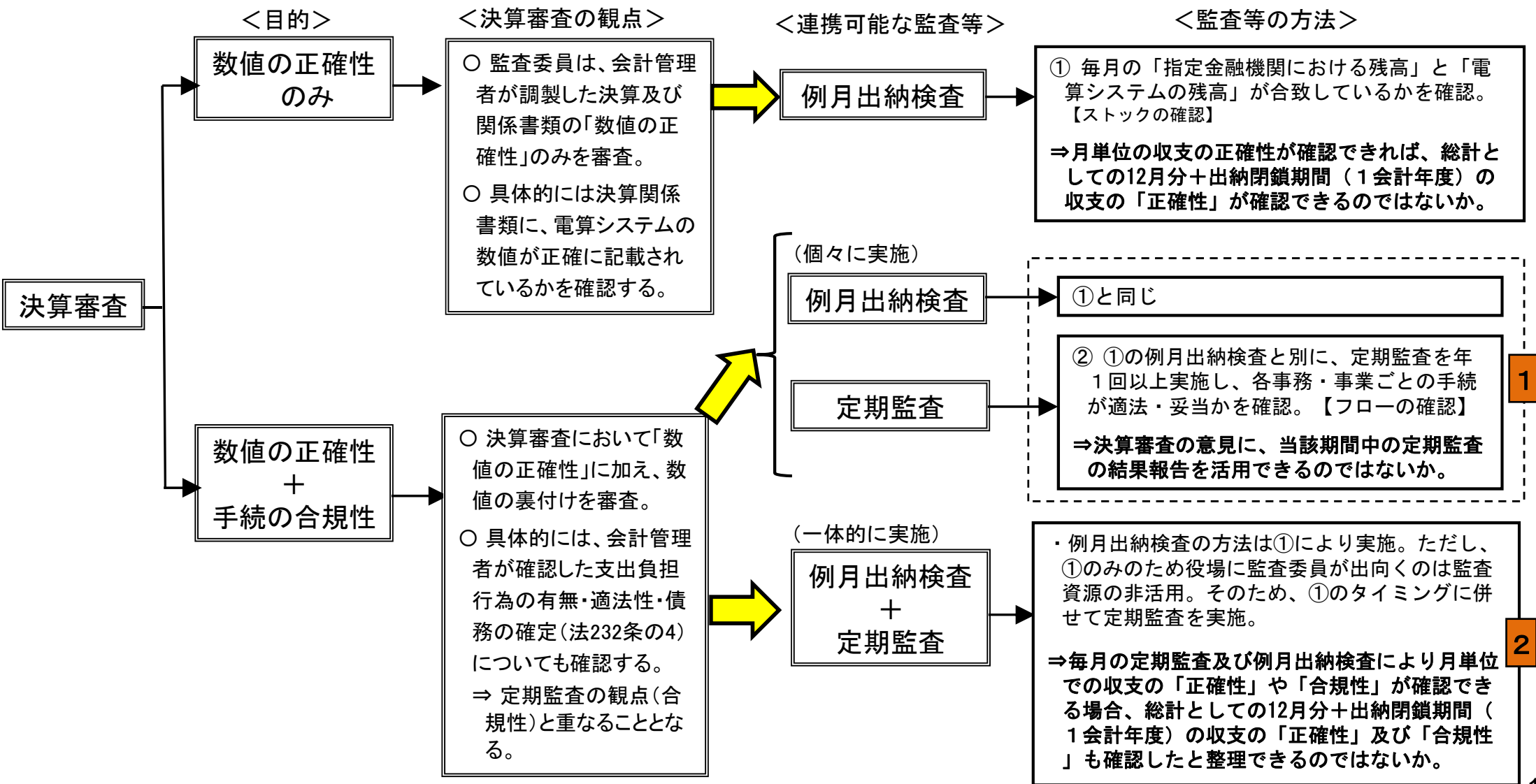
# 監査等の有機的な連携について

---

# 決算審査の目的を踏まえた他の監査等との連携のイメージ（案）

○現行の監査実務上、「決算審査」「例月出納検査」「定期監査」の関連性を意識せずに、個々に監査等を実施しているのが現状。

○これらの監査等の目的等は関連している部分もあることから、決算審査の目的に沿って例月出納検査や定期監査を連携させることにより、決算審査の省力化が図られ、その結果、監査資源の有効活用につながると考えられるのではないか。



# 例月出納検査、定期監査、決算審査について

## <現状>

- 例月出納検査（法235条の2）は、毎月、会計管理者の権限に属する「現金の出納」を検査するもの。具体的には、現金出納の帳簿（財務システムの残高）と現金の所在（指定金融機関の残高）が一致しているかを確認しており、また、必要に応じて、指定金融機関が扱う公金収納又は支払事務について監査することができるとされている。
  - ※ なお、現在においては、地方公共団体における財務情報のシステム化の進展等により、現金を扱う場面が減少していることを踏まえる必要がある。
- 定期監査（法199条）は、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理を監査するもの。その実施にあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げているか（法2条⑭）、組織運営の合理化に努めているか（法2条⑮）といった点に特に意を用いる必要がある。
- 決算審査（法233条）は、会計管理者が調製した決算関係書類を審査し、監査委員の意見を付けて議会に提出するもの。決算審査の主眼としては、①計算に間違いがないか、②支出命令等に符合しているか、収支は適法であるか等とされている。

# 1. 大規模な地方公共団体において考えられる連携案

## <前提>

- 人口25万人以上の地方公共団体は常勤の監査委員を置くこととされており、非常勤の監査委員の場合と比較して、監査委員と監査委員事務局職員は定期的に情報を共有することが可能となっている。
- 一方、出先機関の数も多いことから、当該機関に会計管理者の事務を補助させるための出納員（又はその他の会計職員）を設置し、直接、現金出納を扱っている場合も多いと想定される。そのため、契約や収支等に関する関係書類は、本庁ではなく出先機関にも分散しているものと考えられる。

## (具体的な連携の検討)

- 決算審査の観点としては、「①数値の正確性」及び「②手続の合規性」を確認することとなるが、
  - ・ 例月出納検査では、月の収支の合計を確認していること、
  - ・ 定期監査では、決算の数値の裏付けとなる個々の手続（契約、補助金の交付等）の合規性を確認していること、から、これらの監査等において①及び②の観点を確認し、これらの監査結果を活用することにより、決算審査において改めて①及び②の観点を確認する必要はないと整理できるのではないかと考えられる。その結果、決算審査の省力化につながるのではないかと考えられる。

※ 一部の団体では、定期監査結果と決算審査結果で同様の内容に触れている例もあるが、決算審査の位置付け及び手続が判然としていないこともあり、定期監査と決算審査を関連付けて実施しているかは不明。そのため、決算審査の位置付け等を明確にすることに意味があると考えられる。

※ 決算審査の対象期間は前年度であるが、定期監査の対象期間が、年度をまたぐ場合や会計年度が一致していても出納整理期間を含んでいない場合等、対象期間にズレが生じる場合も想定される。

その場合においても、定期監査の未実施の期間に限って決算審査を実施することにより、決算審査の省力化が図られると考えられる。

※ 決算審査との連携のため、定期監査においては合規性を確認することとしているが、別途、3Eの観点による定期監査を実施。

- 決算審査の実施時期は、H29自治法改正により新たに監査委員が審査することとされた内部統制評価報告書審査の実施時期と重複することが想定されることから、決算審査の省力化を図ることにより、監査委員は内部統制評価報告書の審査に注力することが可能となるのではないかと考えられる。

※ なお、決算審査において財政状況の分析をすることも、任意の取組としてあり得る。

## 2. 小規模な地方公共団体において考えられる連携案

### <前提>

- 人口25万人未満の市町村においては、常勤の監査委員の設置は必置ではないことから、監査委員と監査委員事務局職員が情報共有する機会には限りがある。そのため、例月出納検査は監査委員が役場に出向く貴重な機会となっているとの意見もある。
- 出先機関の数も大規模な団体と比較して少ないことなどから、本庁において現金出納機能が集約されている状況が考えられる。

### (具体的な連携の検討)

- 例月出納検査に併せて、毎月定期監査を実施することとし、
  - ・ 例月出納検査の対象は「現金の出納」に限定せず、全ての収支を対象とし、定期監査は支出や収入の手続上の是非まで遡って確認。(※P5参照)
  - ・ 定期監査の対象は、事前に監査計画においてリスクが高いものや、一定の金額・規模を有するものとして整理した事務事業のほか、前年同月や前月との比較で変動が大きい事務事業などの合規性を中心に監査を実施。

※ 監査資源に限りがあることから、定期監査では、最低限「合規性」を確認する必要があるものと整理。その上で、3Eの観点による定期監査を実施。

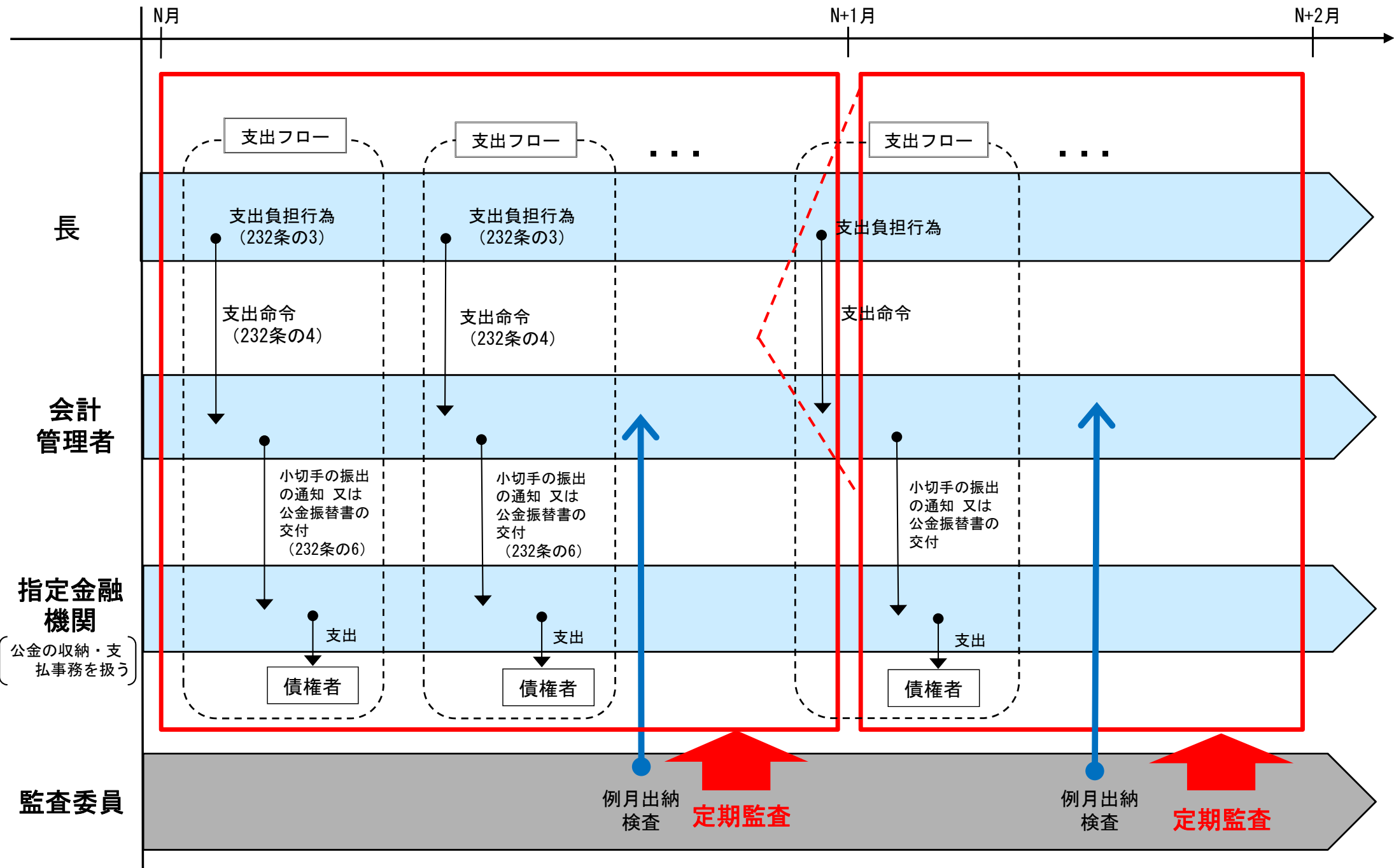
- 限られた監査資源等を配分する観点から、監査実務上の取組として、
  - ・ 収支の変動が少ない時期（年度末・年度始め（出納閉鎖期間）等の時期以外を想定）に実施する定期監査においては、特にリスクが高い事務事業や、繁忙期に頻出する事務事業等について、手続等に不備があれば改善を促すよう監査を実施、
  - ・ 収支の変動が大きい時期（年度末・年度始め等の時期を想定）においては、当該不備が改善されたことを前提に監査の対象を限定して実施、

などにより監査資源の平準化を図ることとし、その内容を事前に監査計画に反映。

※ 支出の手続は出納閉鎖期間に集中することが想定されるが、出納閉鎖期間以外の期間に支出の前提となる手続（入札手続の事務等）を前もって確認することにより、更なる監査資源の平準化を図ることができると考えられる。

- その他、毎月の例月出納検査の結果報告に併せて、定期監査の監査結果報告も毎月提出する方法も考えられる（この場合、年1回の総括的な監査結果報告は不要）。

# 例月出納検査と定期監査の連携のイメージ（案）



# 参照条文

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

**第九十六条**（略）

2～4（略）

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

**第九十九条** 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2～3（略）

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

6～8（略）

9 監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

10～15（略）

（支出負担行為）

**第二百三十二条の三** 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

（支出の方法）

**第二百三十二条の四** 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

（決算）

**第二百三十三条** 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4（略）

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6～7（略）

（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）

**第二百三十五条の二** 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3 監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。